



## デジタル社会を駆動する

## 「個人データ保護法制」にむけて



## デジタル社会を駆動する「個人データ保護法制」にむけて

～GLOCOM 六本木会議が個人情報保護に関する提言を公開～

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

2022年12月22日

このたび、GLOCOM 六本木会議は、個人データの保護と利活用に新しい道を拓き、よりよいデジタル社会をつくるための提言を公開しました。

AI・ビッグデータ時代に対応しつつ社会全体のDXを推進するためには、これまで以上にデータを利活用することが求められます。とりわけ個人データの利活用は医療、教育などの分野では重要でありながら、保護と利活用を両立できるルールや考え方が定まらず、議論は袋小路に迷い込んでいる感があります。

この混乱を解消するためには、保護と利活用の「バランス」をどうとるのかを調整するのではなく、そもそも個人情報保護法の「保護」とは何なのかを明確にすることが重要です。そこで、個人情報保護法が制定されるきっかけとなった1980年のOECDガイドラインの制定趣旨に原点回帰し、保護すべき「個人の権利利益」とは何なのかを明らかにして、迷路から抜け出すためのロジックと解決策を提言として取りまとめました。

### 提言の要旨

- 個人情報の保護と利活用の議論が袋小路に迷い込んでいる原因は、保護すべき対象を見失っているからである。（保護すべきものは「個人情報」ではなく「個人の権利利益」である。）

- 保護すべき「個人の権利利益」の中核的要素は、個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保である。
- 個人情報保護法は、自己情報コントロール権を実現しようとするものではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに対して、本人が防御する権利を確保し、予防措置を講ずるための制度である。
- 医療分野で仮名加工情報の提供制限を緩和する「仮名加工医療情報」制度を創設すべきである。個人に対する評価・決定を伴わない「非選別利用」を条件とし、提供の範囲を限定する「統制」を法定することにより、個人の権利利益を害さない範囲で、医療分野での仮名加工情報を用いたデータ分析を促進する。
- 個人情報保護法が元より「個人情報ファイル」「個人情報データベース等」を中心とした規律であることを再確認し、個人データ処理の適切性確保のため、OECD 8 原則が求めるデータ品質の「関連性」原則を保障する規律を個人情報保護法に組み込むべきである。

提言書は、GLOCOM 六本木会議ウェブサイトから[ダウンロード](#)いただけます。



【提言書ダウンロード URL】

<https://roppongi-kaigi.org/topics/2746>



# 個人情報保護は「個人データ保護」へ。 これからのデジタル社会をつくる次の1歩です。

**Now 現状** 個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

- 「情報」の保護ではなく、個人データ処理からの「個人」の保護
- 「個人データ処理」を中心とした、法目的の再確認が必要

個人データ処理とは 検索できるよう体系的に構成された<sup>1</sup>個人情報（個人データ）に対する操作の体系的実施<sup>2</sup>（データ処理）。特に、操作の体系的実施によって個人に対する評価・決定<sup>3</sup>を行うこと、すなわち「データによる個人の選別」(Op5①)を伴う処理。

法目的の理論化と立法が必要に

詳細は [p4](#) へ

**Then 課題** めざす未来と現行法のギャップ、どう解消する？

<p>医療健康データ、分析のための二次利用<sup>4</sup>ルール</p>  <p>Health Care Data</p> <p>統計量に集計して分析するだけでも本人同意が必要か？</p> <p>↓</p> <p>統制された非選別利用</p>	<p>自動運転システム、映こむ人の映像の扱い</p>  <p>Mobility Data</p> <p>処理対象としないのに本人拒否の機会が必要か？</p> <p>↓</p> <p>個人データ処理中心の規律</p>	<p>教育データ、個別最適化選別アルゴリズムの適切性</p>  <p>Educational Data</p> <p>現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるのか？</p> <p>↓</p> <p>評価・決定の適切性確保</p>
--	--	--

詳細は [p6](#) へ

**Logic 理論** 法1条の「個人の権利利益」とは何か、理論的基礎を確立する。

- 個人データ保護の「決定指向」利益モデル<sup>5</sup>**

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保こそが、法が保護する「個人の権利利益」の中核的要素であり、個人データは、評価の目的に「関連する」情報のみから構成されなければならない（データ品質の「関連性」原則 Op4②）。安全管理や提供制限などのルールは、それを確保するための手段。
- 自己情報コントロール権ではなく、情報的自律からの自由**

財産権的モデルの本人同意原則から脱却し、「決定指向」利益モデルに原点回帰する。本人が自己の情報の流れを自己で決定するというのではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに對して本人が防衛する権利であるということ。

詳細は [p8](#) へ

**Law 立法** 理論に基づいた立法的解決へ。

- 「医療仮名加工情報」制度の創設**

「統制された非選別利用」(Op10③)を前提に、医療分野に限定して、仮名加工情報<sup>6</sup>の提供制限を緩和する。データによる個人の選別を伴わない「非選別利用」を条件とし、提供の範囲を限定する「統制」を法定することにより、個人の権利利益を害さない範囲で、医療分野での仮名加工情報を用いたデータ分析を促進する。
- 個人情報保護法、次の3年ごとに見直しに向けて**

公的部門では「個人情報ファイル」、民間部門では「個人情報データベース等」（個人データ）を中心とした規律であることを再確認し、個人データ処理（特に「データによる個人の選別」を伴う処理）の適切性確保のため、OECD 8原則<sup>7</sup>が求めるデータ品質の「関連性」原則を保障する規律を個人情報保護法に組み込む。

詳細は [p10](#) へ

なお、2023年1月には、一般向けに本提言書について解説を行うオンラインイベントも開催予定です。詳細は後日ウェブサイトにて公表いたします。

## ■ 本件に関するお問い合わせ

GLOCOM 六本木会議 事務局（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター内）  
TEL : 03-5411-6684（担当：小林・小島）  
app@glocom.ac.jp

## ■ 活動・組織紹介

GLOCOM 六本木会議

情報通信分野において、次々と登場する革新的な技術や概念に適切に対処し、日本がスピード感を失わずに新しい社会に移行していくための議論の場を提供すること／政策提言活動を行うことを活動意義として、2017年9月に設立。産官学民によるメンバーで構成され、各種勉強会、分科会活動などを行っている。

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

1991年に設立された国際大学付属の研究所。設立以来、学際的日本研究や、情報通信技術の発展と普及に根ざした情報社会の研究と実践を活動の中心におき、産官学民の結節の場とし

て、常に新しい社会動向に関する先端研究所であることを目指している。

所在地 : 東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木ビル 2F

設立 : 1991年7月

所長 : 松山良一

業務内容 : 受託研究、共同研究、研究セミナー、会員事業 など

以上